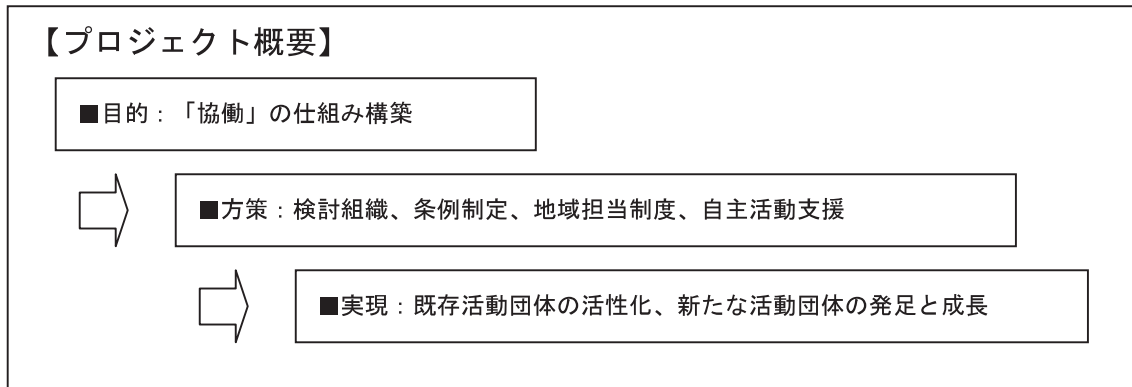


2. 協働に関するプロジェクト



(1) 目的

高根沢町は、行政改革から、“行政創造”に向けて「協働」を提案します。

これからのまちづくりは、自助・共助・公助を基本としながら、これまでの住民と行政の関係をもう一度考え直し、個人・地域・行政がそれぞれの責任と役割を認識し、相互に補完しあいながら進めていかなければなりません。住民と行政が一緒になって汗をかくことによって、地域コミュニティーを回復させ、潤いとやすらぎのある地域を形づくっていくことが必要であり、そのキーワードが協働であると考えています。

協働は、個人・地域・行政それぞれの立場で、定義や概念が異なると思います。本プロジェクトにおいては、行政の立場から協働を定義すると同時に、その実現に向けた行政の取組みを示します。

協働とは

「参加・参画」は、住民が行政の管理の下で政策の立案、計画の策定、事業の実施、検証などの過程に加わる行動をいい、責任は行政が負うものである。

これに対して「協働」とは、これを一歩進めて、住民と行政とが対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携するものであり、住民の主体性がより発揮できるものである。

(2) 概要

住民と行政が互いの違いを認め尊重し合い、知恵や資源を持ち寄って事業を展開することによって、行政と住民さらには住民と住民との交流と連携を深めることが、協働の第一歩であると考えます。まちづくりの主体である住民の自治への直接的な関与によって「地域の力」が呼び覚まされ、これまでの公共サー

ビスや企業の営利サービスの多寡だけで地域の豊かさを計ることとは、違った価値観が創出されることとなります。

協働によるまちづくりの機会が身の周りにふんだんに存在し、住民が時としてサービスの担い手であり、また時として受益者であることを自由に選択できることが、地域の「新しい豊かさ」を創り上げる重要な要素となるのです。

協働を進めるにあたっての役割

- ① 住民の役割
 - ・ 住民は、主権者としての権利と義務を有することを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つこと。
 - ・ 町政に関心を持って、まちづくりに積極的に関与すること。
 - ・ 地域社会の一員として、積極的に地域の行事に関与すること。
 - ・ それらの活動を継続して、次世代に引き継いでいくこと。
- ② 行政の役割
 - ・ 行政情報を開示することは義務であるとの認識に立つこと。
 - ・ 住民の自主性を尊重すること。
 - ・ 住民と話し合い、協働の在り方を研究すること。
 - ・ 地域活動に一生懸命な住民を積極的に支援すること。
 - ・ 積極的かつ献身的な人材の育成に努めること。
- ③ 職員の役割
 - ・ 町職員は全体の奉仕者であることを自覚すること。
 - ・ 職員の意識改革は、住民との交流の中で厳しい批判にさらされることによって成し遂げられるとの考え方に則り、住民と一緒に汗をかくこと。

(3) 5年間の目標

協働の実現に向けて、行政として次のことに取組みます。

- 各地域等における既存の活動団体の活性化を支援します。
- 新たな人づくり、組織の育成と活動を支援します。
- 小学校区を単位とした地域活動団体の組織化に取り組めます。
- 住民主体によるまちづくり基本条例と住民協働推進計画を制定します。

| 指 標 | 平成 17 年度 | 平成 19 年度 |
|-----------|----------|----------|
| まちづくり基本条例 | 未制定 | 制定 |
| 住民協働推進計画 | 未制定 | 制定 |

(4) 実現するための方策

- ① 職員による協働推進プロジェクトチームの組織化
庁内の各所属が連携して事務事業全般を見直し、協働の分野を拡大します。
- ② 職員による地域担当制度の創設
地域（行政区）ごとに担当職員を配置し、地域住民と職員が連携協力して地域活動を行います。
- ③ 既存の自主活動への支援
各種活動の活性化を促すために、全町的な自主活動組織や各地域の先進的な取組みの調査をし、より充実した活動支援を行います。また、それらの活動内容などを町内に広く発信することにより、他地域への波及を図ります。
- ④ 情報の共有とネットワーク化
町広報誌やホームページを最大限活用し、行政や住民活動団体の情報を効率的に発信し、情報の共有化と相互理解に取り組めます。
- ⑤ まちづくり基本条例の制定
住民が条文作成の主体となったまちづくり基本条例（案）の作成を直接的、間接的に支援し、条例制定に向けた環境づくりを行います。また、同様の手法によって住民協働推進計画を策定します。
- ⑥ 人材の育成
協働の具現化とその効果を高めるためには積極的かつ献身的な人材が必要となることから、「まち普請 志民の会（※）」などを通じて、地域における人材の発掘、育成が可能となる仕組みづくりを検討します。
(※ 平成 17 年度から活動をスタートした、行政と対等の立場でまちづくりに参画する住民組織)